

高齢者虐待防止・身体拘束適正のための指針

1. 事業所における身体拘束に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束禁止に向けた意識をもち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない介護を実践することを基本理念とする。

- (1) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則 利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行われない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。
- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする介護方法がないこと。
 - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束の定義に関する基本指針

- (1) 身体拘束の原則禁止原則として、利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合
- 利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。
- (3) 日常の介護における留意事項 身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。
- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
 - ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。
 - ③ 利用者の思いを汲み取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
 - ④ 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨

げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は委員会において検討する。

- ⑤ やむを得ないと、拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 緊急委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として各委員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性に3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。また廃止に向けた取り組みや改善の検討を担当職員を行い、次回委員会にて報告する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し充分な理解が得られるよう努める。また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し同意を得たうえで実施し身体拘束に対する同意書を交付する。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかつた理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存し必要時に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(2) に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告をする。

4. 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、

手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束带や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。

⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

5. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

事業所は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持や人格を尊重し、権利利益の擁護に資することを目的に、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切な行為を一切行わないこととする。

また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、地域の高齢者福祉の増進に努めるものとする。

6. 高齢者虐待の定義

この指針において「虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護放棄(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

7. 高齢者虐待防止・身体拘束適正化委員会その他の施設内の組織に関する事項

虐待の防止及び身体拘束を早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止・身体拘束検討委員会を設置するとともに虐待防止・身体拘束に関する担当者等を定めるなど必要な措置を講ずる。なお、委員会の実施にあたっては、テレビ電話システム等を用いる場合がある。また、取り扱う事項によっては、他の委員会または会議と相互に関係が深い場合には一体的に開催する場合がある。

(1) 高齢者虐待防止・身体拘束適正化委員会

① 委員会の委員長(担当者)は、包括支援センター 高西保行とする。

② 委員会の委員は、介護部門長 村上 周平

ショートステイむらかみ 上野 満子

居宅介護支援事業所 淀野 あゆみ

エルダーカマー 久保 敏子

シルバーエイジ 山野 正裕

上記、5名とする。

③ 委員会は年2回以上(身体拘束は3カ月に1回)、委員長が必要と認めた時に開催する。なお、虐待や身体拘束等が発生した場合は、臨時的に委員会を招集することができる。

④ 身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討する。過去に身体拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含む。委員会は3月に1回以上の頻度で開催する。特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する

⑤ 必要に応じて第三者委員会や苦情相談委員等を委員会に招集し、助言等を得ることとする。

(2) 委員会の審議事項等

① 虐待の防止・身体拘束検討委員会の組織に関すること

② 虐待の防止・身体拘束のための指針の整備に関すること

③ 虐待の防止・身体拘束のための職員の研修の内容に関すること

④ 虐待・身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制の整備について

⑤ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

⑥ 虐待・身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果、身体拘束を実施した場合の解除についての評価検討に関すること

⑦ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(3) 虐待・身体拘束対応責任者

利用者またはその家族、職員等が虐待や身体拘束通報を行いやすくするため、虐待

及び身体拘束受付担当者を設置する。なお、虐待及び身体拘束対応責任者は管理者があたるものとする。虐待・身体拘束対応責任者の主な責務は以下のとおりとする。

- ① 利用者または家族、職員等からの虐待や身体拘束通報受付
- ② 虐待や身体拘束の内容、利用者等の意向の確認と記録
- ③ 関係機関や自治体等への通報及び相談

(4) 虐待・身体拘束に対する職員の責務

- ① 一般家庭における高齢者虐待は、外部から把握しにくい特徴があることを認識し、職員日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 虐待もしくは虐待が疑われると思われる利用者を発見した場合、速やかに虐待対応責任者へ報告する。

8. 虐待・身体拘束等の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止・身体拘束のための研修として、虐待や身体拘束等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止や身体拘束の適正化の徹底を図る。
- (2) 職員の新規採用時には、必ず虐待の防止・身体拘束の適正化のための研修を年2回以上行うこととする。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料や出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。
- (4) 新任職員への研修の実施
- (5) その他の必要な教育及び研修の実施

9. 虐待・身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 利用者またはその家族、職員等からの虐待もしくは虐待が疑われる通報が虐待対応責任者にあった場合は、本指針に基づき適切に対応する。
- (2) 虐待・身体拘束対応責任者は虐待の実態、経緯、背景などを調査し、必要により応じて虐待防止検討委員会を開催し、対応策を協議する。
- (3) 緊急性の高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

10. 虐待・身体拘束等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者またはその家族、職員等から虐待もしくは虐待が疑われる相談等があった場合は、本指針に沿って適切に対応する。
- (2) 職員は虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族の様子の変化を迅速に察知し、それに係る状況の把握等の確認に努めなければならない。また、虐待対応責任者にその事実を報告すること。

- (3) 虐待・身体拘束対応責任者は虐待防止検討委員会に報告し、虐待の実態、経緯、背景等について話し合い、必用に応じて関係機関や自治体に報告し、その対応について相談すること。

1 1. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 虐待・身体拘束対応責任者は、利用者の人権な等の権利擁護のため、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度の利用を利用者やその家族等に啓発する。
- (2) 家族の支援が著しく乏しい利用者の場合、地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるように支援する。
- (3) 利用者やその家族から、成年後見制度の利用について相談があった場合には、社会福祉協議会または自治体等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

1 2. 虐待・身体拘束等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 苦情相談窓口を通じて虐待に関わる相談があった場合は、速やかに管理者へ報告する。
- (2) 管理者は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう最新の注意を払うこととする。
- (3) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において、当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員へ周知する。
- (4) 管理者は誠意をもって相談者に対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市町村国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

1 3. 利用者等に対する当該方針の閲覧に関する事項

職員等が本指針を自由に閲覧できる場所に設置するとともに、当事業所のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族や関係者等が自由に閲覧できるように配慮する。

1 4. その他、虐待・身体拘束の防止の推進のために必要な事項

8に定める研修の他、各地区社会福祉協議会や老人施設協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図っていく。

1 5. 記録の保管

虐待防止対策委員会の審議内容等、法人内における虐待防止に関する諸記録は5年

間保管する。

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日	施行
令和 7 年 4 月 1 日	改訂
令和 7 年 11 月 1 日	改訂